配信先:熊本県内報道機関



報道機関各位

令和3年6月8日

熊本大学

「冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ」 〜被害者分断の克服に向けて Part II 〜 Web 会議システムによるシンポジウム開催のお知らせ

この度、昨年6月に実施したシンポジウム「被害者分断の克服に向けて」に引き続き、「冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ」をテーマに、Web 会議システムによるシンポジウムを下記のとおり開催しますので、取材方よろしくお願いいたします。

なお、取材は Web 会議システムまたは直接会場にお越しいただく形でのどちらでも可能ですので、参加を希望される方は、必ず事前に下記担当までお申し込みいただくようお願いいたします。

また、直接会場にお越しいただく際は、ソーシャルディスタンス等の新型コロナウイルス対策をお取りくださいますようお願いいたします。

記

(1)日 時:令和3年6月19日(土)14時00分~17時00分

(2)場 所:熊本大学 黒髪北キャンパス 全学教育棟 E201

(別紙案内図参照)

(熊本市中央区黒髪2-40-1)

(3)パネリスト(予定)

片山 徒有 氏 (犯罪被害当事者)

輿掛 良一 氏 (冤罪被害当事者)

鴨志田祐美 氏 (京都弁護士会所属弁護士)

岡田 行雄 氏 (熊本大学大学院人文社会科学研究部 教授)

<申し込み先・お問い合わせ先> 熊本大学大学院人文社会科学研究部 教授 岡田 行雄 yukio@kumamoto-u.ac.jp



※入口から入り、「北地区門衛所」で入構手続きをしてください。駐車場の場所についてもこちらで お尋ねください。



シンポジウム「冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ」 (被害者分断の克服に向けてPart2)

2021年6月19日土曜日 14:00~17:00

•主催: 熊本大学大学院人文社会科学研究部(法学系)

•共催:熊本大学法学部

・パネリスト

片山徒有 氏(犯罪被害当事者)

輿掛良一 氏(冤罪被害当事者)

鴨志田祐美 氏(京都弁護士会所属弁護士)

岡田行雄(熊本大学大学院人文社会科学研究部)

熊本大学法学部の学生には参加方法を学生向けのWebサイトでお知らせします。それ以外の参加希望者の方は、岡田行雄(yukio@kumamoto-u.ac.jp)までお知らせいただければ(シンポジウム参加希望とタイトルにお書きいただけると幸いです)、参加方法をお知らせいたします。

オンラインシンポジウム「冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ」

(被害者分断の克服に向けて Part II)

●概要

昨年度開催された、シンポジウム「被害者分断の克服に向けて」の Part II として、今年度は、冤罪被害者と犯罪被害者とを結ぶというテーマで、シンポジウムを企画しました。

熊本には、免田事件、松橋事件など著名な冤罪事件があります。冤罪被害者は、誤った 捜査や刑事裁判によって人生を狂わされる壮絶な被害を負います。こうした冤罪被害者が ようやく無罪判決を得たことが報道される際には、雪冤を喜ぶ冤罪被害者やその支援者に スポットライトが当たる一方で、同時に犯罪被害者のやるせなさが最後にぽつりと掲載さ れるパターンが少なからず見受けられます。しかし、こうした報道は、冤罪被害者と犯罪 被害者とを対立させ、分断させるものではないでしょうか?

このような事情もあって、冤罪被害と犯罪被害の問題を同時に論じることは避けられてきたように思われます。しかし、冤罪被害者も犯罪被害者もともに誤った捜査や裁判の被害者という側面を持っています。ここに光をあてて、冤罪被害者と犯罪被害者がともに権力の誤りを生じさせないように力を合わせる方向で両者を結ぶことができないかという問題意識から本シンポジウムを企画しました。

そこで、本シンポジウムでは、冤罪被害者と犯罪被害者がどのような被害を受けているのか、そして、その被害の克服に向けて共通に必要なものはなにかを明らかにしていくことで、冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ道筋を示すことができたらと考えております。

●シンポジストのご紹介

- ・片山徒有 氏 犯罪被害当事者:片山さんには、犯罪被害者ご遺族として受けた被害とともに、その後、刑事・少年司法改革に取り組むに至った経緯とそこから学ばれたことについて語っていただきます。
- ・輿掛良一 氏 冤罪被害当事者: 輿掛さんには、身に覚えのない事件で逮捕・勾留され、孤立無援のまま一審で有罪判決を受け、拘置所に 10 年以上閉じ込められた上、二審で無罪判決を得て、無罪判決が確定した中で、何に傷つき、犯罪被害者にどのような思いを持つに至ったかについて語っていただきます。
- ・鴨志田祐美 氏(京都弁護士会所属弁護士):鴨志田さんには、犯罪被害当事者の代理 人を務めた多くのご経験とともに、大崎事件の再審無罪を獲得するための弁護活動を通し て、弁護士として、冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶにはどのような取り組みが必要かにつ いて語っていただきます。
- ・岡田行雄 氏(熊本大学大学院人文社会科学研究部教授):岡田さんには、冤罪被害者と犯罪被害者の分断を克服し、冤罪被害者と犯罪被害者が共に手を携えていく道筋について語っていただきます。